

第二期 下呂市国土強靱化地域計画



(令和7年度～11年度)

令和7年3月

下 呂 市

<目 次>

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	2

第2章 本市の地域特性

1 地理的・地形的特性	5
2 気候的特性	5
3 社会経済的特性	6

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害(水害、土砂災害)、大雪	8
2 巨大地震(内陸直下地震、南海トラフ地震)	10
3 火山災害(御嶽山)	18

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	19
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	19
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	21

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理	22
2 施策分野ごとの推進方針	22
3 施策目標とする指標の設定	22
(1)メンテナンス・老朽化対策	24
(2)保健医療・福祉	24
(3)交通・物流	26
(4)リスクコミュニケーション/人材育成等	26
(5)官民連携	28
(6)農林水産	29
(7)ライフライン・情報通信	30
(8)住宅・都市/土地利用	31
(9)国土保全	32
(10)避難所の機能確保	33
(11)行政機能/消防/防災教育等	35
(12)環境	38
(13)デジタル新技術等の活用	38

第6章 計画の推進

1 施策の重点化	40
2 毎年度のアクションプランの策定	40
3 計画の見直し	40

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

(別紙2)施策分野ごとの脆弱性評価結果

(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

(別紙4)下呂市国土強靱化地域計画(第一期)KPI 達成状況確認表

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。))」が公布・施行され、基本法第 13 条において、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができると規定された。

本市においても、基本法に基づく地域計画として、下呂市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定し、いかなる災害が発生した場合でも、本計画を効果的に活用することにより、地域、並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

本計画は、基本法第 13 条に定める計画として、下呂市第三次総合計画、第三期岐阜県強靱化計画との整合性を図り、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめる。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、第三次岐阜県強靱化計画との整合性を図り、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの5年間とする。

なお、当計画の第一期は、令和 3(2021)年度から令和 6(2024)年度までの 4 年間である。

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

基本法では、その第 14 条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進する。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1)本市の特性を踏まえた取組推進

- 本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用すること
- 地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取り組むこと
- 過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、本市においては平成 30 年から令和 2 年の3年間において、激甚災害に2度指定されるなど、非常事態が常態化されつつある現状を踏まえ、想定外の事態の発生を念頭において取り組むこと
- 令和6年能登半島地震における課題を踏まえた震災対策を念頭に置いて取り組むこと
- コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、観光客等への配慮
- 環境との調和、景観の維持への配慮、自然環境の有する多様な機能の活用
- 人口減少や過疎化の進行、新たな感染症の流行など、現行計画策定以降の本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえた取組みを推進すること

(2)効率的・効果的な取組推進

- ハード対策、ソフト対策を適切に組み合わせ、効果的な施策に取り組むこと
- 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、行政、民間事業者、住民など関係者相互の連携に取り組むこと
- 非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること
- 近傍の地方公共団体や、同時に被災しにくい遠距離の地方公共団体との災害時相互応援協定の締結及び協定内容の充実化に取組み、災害時における支援・受援体制の強化を推進すること

(3)防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化に向けた取組推進

- 強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し、「自らの命は自ら守る」あるいは「命最優先の避難」といった身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等における活動を通じて、若者から高齢者までの幅広い年齢層に対する防災教育や地域における防災訓練の取組みを進めること
- 平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など「地域防災力の要」として、防災士や消防団員等防災人材の育成を男女共同参画や外国人の視点などにも配慮しつつ推進すること
- 令和6年能登半島地震では、石川県内で災害関連死と認定された方が、直接死を上回っていることから、過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、避難生活における災害関連死を最大限防止することを念頭に置いて、スフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）などを踏まえた避難所の環境改善や、被災者の心身のケアなどの福祉的視点に立った取組みを進めること
- 企業、団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との訓練や、人材育成をはじめとする各種取組みのほか、災害時を想定した応援協定の締結など、官民一丸となった連携体制の強化に向けた取組みを進めること

(4)デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化

- 少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面におけるデジタル等新技術の活用について、防災・減災、国土強靱化の高度化に向けた取組みを進めること
- ドローンや衛星インターネットなど、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時において適

切に活用できるよう、平時から職員等の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図ること

○損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全」の推進に際しては、積極的にデジタル等新技術を活用し、メンテナンスや老朽化対策の効率化・高度化を図ること

○デジタル技術の活用には、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進すること

第2章 本市の地域特性

1 地理的・地形的特性

本市は岐阜県の中東部に位置し、北は高山市、南は関市、加茂郡、西は郡上市、東は中津川市と長野県に接している。ほぼ中央に飛騨川が流れ、西には清流馬瀬川があり、霊峰御嶽山をはじめ河川の両側には山並みが迫り、飛騨木曽川国定公園や県立公園なども位置する自然豊かな地域である。海拔は、最高 3,052mから最低 220mと北部の霊峰御嶽山から南部の金山地域までの大きな高低差が特徴である。面積は、851.21 平方キロメートルで、総面積の約 91%を森林が占める山間地域である。

2 気候的特性

本市は、山間内陸性気候で、気温の日較差や年較差が大きく、年平均気温は約 12℃、年間降水量は約 2,450 mm、冬季は南部と北部の降雪量の差が大きく、馬瀬地域は豪雪地域に指定されている。

区 分	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降 水 量 (mm)
1 月	0.1	10.5	－9.0	79.6
2 月	1.1	14.1	－8.7	91.4
3 月	5.0	19.3	－5.2	168.7
4 月	10.6	25.6	－2.3	198.3
5 月	16.1	29.8	3.4	215.0
6 月	20.0	31.5	9.5	277.5
7 月	23.8	34.8	16.1	399.4
8 月	24.7	35.3	16.2	336.2
9 月	20.9	32.0	10.1	303.7
10月	14.5	26.7	2.9	173.8
11月	8.0	20.1	－1.9	131.6
12月	2.5	14.5	－6.3	96.6
年平均	12.3	24.5	2.1	206.0
年合計				2471.8

(気象庁 HP から引用 観測所:宮地気象観測所 統計期間:1994 年～2023 年)

3 社会経済的特性

本市は、約 91%を森林が占める山間地であり、飛騨川及びその支流の馬瀬川に沿って旧5町村の市街地が点在している。市街地は山間地の河川沿いに形成しており、人口が比較的集中している地区のうち、萩原地区は平坦部が比較的多く、住宅街が広がっている。下呂地区は山間地に約 50 軒の旅館等が立ち並ぶ下呂温泉を有し、その南北に住宅街が広がっている。

本市の基幹産業は観光産業であり、令和5年の観光客数は約 210 万人である。このうち、日本でも有数の観光地である下呂温泉の宿泊客数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年には約 51 万人台まで落ち込んだが、アフターコロナにおける国内旅行者数の復調や、インバウンドの増加により、令和5年には約 93 万人台にまで回復している。

周辺との交通は、市の中央部を南北に流れる飛騨川に沿って JR 高山線と国道 41 号が走り、岐阜市や高山市方面と結んでいるほか、国道 257 号が中津川市と高山市に通じている。また濃飛横断自動車道については郡上市和良町から下呂市保井戸間が一部供用開始となっている。

本市内には、空港や港湾が存在せず、鉄道網も発達していないことから、輸送や移動手段を自動車に大きく依存する社会構造となっている。

大規模災害発生時には、道路交通ネットワークの断絶により、孤立する地域が発生しやすいなどの問題があるため、道路交通ネットワークの安全性確保は、市民生活にとって重要な要素である。また、多数の孤立地域が同時発生した事態に備え、『空路による受援体制』の構築が必要である。

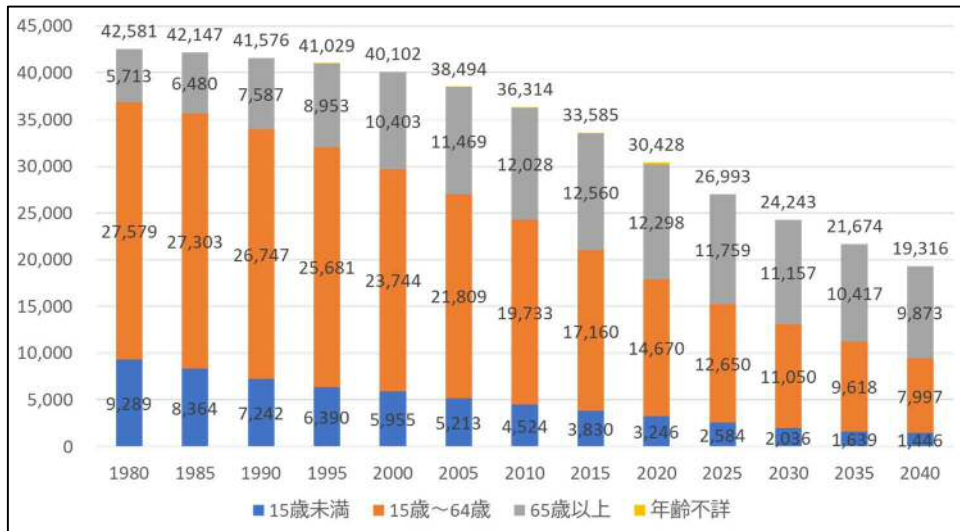
本市の人口は昭和 35 年の 48,314 人をピークに毎年減少の一途をたどり、令和2年までの 60 年間に 17,886 人減少し、30,428 人となっている。特に昭和 40 年から昭和 55 年までの 15 年間ににおいては、高度経済成長期の都市化とそれに伴う都市部への人口流出が著しく進んだため、5,111 人の減少と急激な変化を示し、その後は鈍化したものの、平成 12 年から令和2年までの 20 年間で 9,674 人と急激に減少している。

令和2年の各階層比率は、年少人口は 10.7%、生産年齢人口は 48.2%、老年人口は 40.4%となっている。※総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢の人口計とは合致しない。

世帯数では昭和 35 年以降、人口の減少に関わらず増加しているが、世帯あたりの人口は昭和 35 年の 4.7 人に比べ令和2年は 2.5 人と減少し、核家族化現象が顕著に現れている。

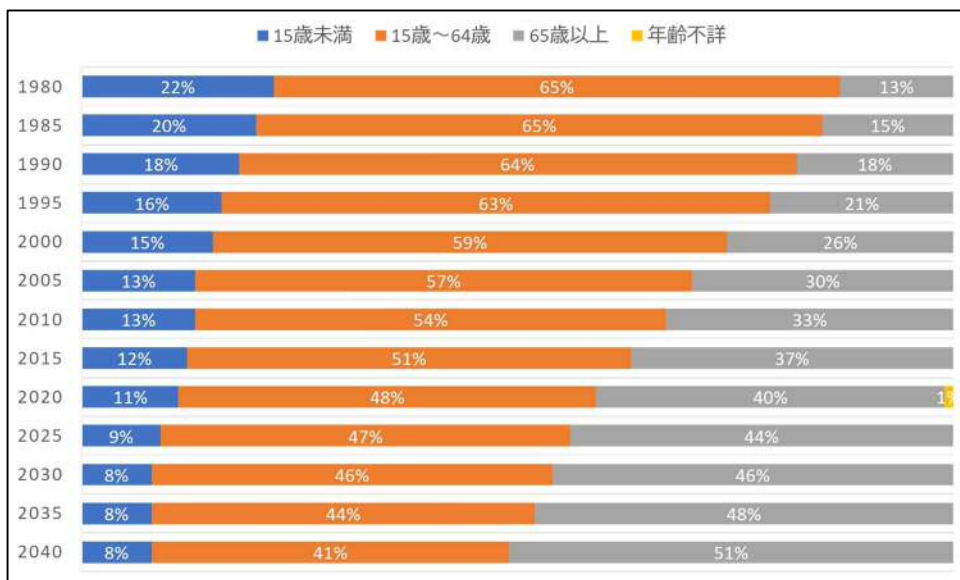
こうした中、在宅介護を受けながら自宅で暮らし続ける高齢者や障がいのある方が増加していく見込みであり、災害時の支援も大きな課題となっている。

※次頁グラフ参照



↑人口推移（将来人口）

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



↑将来推計人口（年齢構成の割合）

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



↑世帯数・世帯人数

出典：下呂市企画課作成「地域の未来予測」

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震、火山災害等の大規模自然災害を対象とする。複合災害が発生する可能性も認識した上で、必要かつ有効となる取組みを進めるよう十分に配慮する。

1 風水害(水害、土砂災害)、大雪

近年は、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発しており、数時間で平年1ヶ月分の数倍もの降水量をもたらす大規模な風水害等が発生している。

本市においても、市内全域に甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨災害」、「令和2年7月豪雨災害」、「令和3年8月大雨」が発生するなど大規模風水害が頻発している。

これまでの想定を超える土砂災害や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念され、こうした災害に対し、いかに備えるかが喫緊の課題である。

【市内で発生した甚大な風水害等】

○昭和 33 年 豪雨による災害(S33.7.24～27)

- ・萩原地域:家屋全壊 10 戸、同半壊5戸、床上浸水 99 戸、非住家被害 147 件、橋流出3箇所
- ・下呂地域:死者1人、負傷者3人、家屋全壊2戸、同半壊 12 戸、同流出 28 戸、床上浸水 92 戸、床下浸水 176 戸、非住家流失 13 戸、道路決壊 13 箇所、同流失3箇所、橋流失3箇所、橋梁・道路決壊 29 箇所、田園の流失5ha、冠水 20ha
- ・小坂地域:家屋流失5戸、同半壊 11 戸、橋流失8箇所
- ・馬瀬数河地区:橋流失、堤防決壊、家屋1戸、耕地4ha 流出、家屋8戸浸水、川上岳見橋東岸橋台付近崩壊

○昭和 34 年 伊勢湾台風による豪雨災害(S34.9.26)

- ・人的被害:重傷1人、軽傷 11 人
- ・家屋全壊 40 戸、同半壊 200 戸、床上浸水 12 戸、床下浸水 74 戸
- ・道路決壊、橋梁流失等史上かつてない大災害をもたらす

○昭和 46 年 台風による豪雨災害(S46.9.6)

- ・下呂地域:死者1人、負傷者3人、家屋全壊3戸、同半壊6戸、同流失2戸、床上浸水 49 戸、床下浸水 326 戸、水路決壊 104 箇所、橋流失・決壊等 62 箇所等
- ※特に竹原地区の被害は甚大で激甚災害指定となる

○昭和 58 年 台風による豪雨災害(S58.9.28)

- ・益田川が大洪水となり、全域に被害が発生
- ・萩原地域:床上浸水 16 戸、床下浸水 47 戸等
- ・下呂地域:負傷者1人、床上浸水 20 戸、床下浸水 104 戸等
- ・小坂地域:床上浸水7戸、床下浸水 14 戸等

○平成 11 年 台風第 16 号及び秋雨前線による豪雨災害(H11.9.15)

- ・小坂地域:山腹崩壊により、全壊1戸、一部破損2戸、床下浸水 20 戸
- ・金山地域:河川氾濫による床上浸水 21 戸、床下浸水 34 戸、道路、農地等の被害が発生

○平成 16 年 台風第 23 号豪雨災害(H16.10.20)

- ・床上浸水2棟、床下浸水 16 棟
- ・道路決壊、護岸決壊等、馬瀬地域を中心に大災害

○平成 23 年 8月豪雨災害(H23.8.23)

- ・床上浸水5棟、床下浸水 86 棟
- ・河川水路の決壊、護岸決壊、林道・治山による被害等、萩原下呂地域を中心に豪雨災害
- ・人的被害2名負傷

○平成 26 年 8月豪雨災害(H26.8.17)

- ・床上浸水1棟、床下浸水2棟
- ・道路決壊、護岸決壊等、馬瀬地域を中心に被害をもたらす

○平成 30 年 7月豪雨災害(H30.6.28～7.8)

- ・床上浸水 48 棟、床下浸水 67 棟
- ・道路橋梁の損壊、河川氾濫、萩原町上上呂山腹崩壊、金山地域を中心に家屋への浸水

○令和2年 7月豪雨災害(R2.7.3～14)

- ・全壊4棟、大規模半壊6棟、半壊 18 棟、床上浸水 17 棟、床下浸水 169 棟、その他4棟
- ・飛騨川からの越水や中小河川の氾濫、土砂災害により道路・橋梁等の損壊、小坂町門坂地内国道 41 号の路面崩落、小坂、萩原地域を中心に家屋への浸水

○令和3年 8月大雨災害(R3.8.12～19)

- ・床下浸水 14 棟、浸水2棟
- ・国道 41 号萩原町花池地内の国道護岸部の崩落他、被害多数

【市内で発生した甚大な雪害】

○昭和 55 年 豪雪災害(S55.12.29)

- ・工場、倉庫、畜舎等が主に被災

○昭和 56 年 豪雪災害(S56.1.3～4)

- ・馬瀬川上地区で4世帯 15 人が孤立

○平成 14 年 豪雪災害(H14.1.2)

- ・道路、河川に大規模な倒木を引き起こしそれに伴い、道路の通行止め、停電等の被害が発生

○平成 26 年 豪雪災害(H26.12.16～18)

- ・国道を含む多数の道路で倒木による通行止め、孤立地域、長時間の停電の発生

2 巨大地震(内陸直下地震、南海トラフ地震)

県では、平成23年度・24年度及び29・30年度において、県内に影響を及ぼす最大級の地震について、独自に被害想定調査を実施した。この調査による被害想定結果は、本市における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進にあたって有用な資料となる。この調査結果のうち、市域に関する被害想定概略等を示すものとする。

1 想定地震

種 類	震源モデル		備 考
海溝型地震	A	南海トラフ巨大地震 M9.0	・内閣府と同じ震源モデル(震源:紀伊半島沖)
内陸型地震	B	養老-桑名-四日市断層帯 M7.7	・養老町から三重県四日市市に及ぶ断層 (約57km)
	C	あてら 阿寺断層系 M7.9	・下呂市から中津川市に及ぶ断層 (約70km)
	D	跡津川断層 M7.8	・飛騨市から富山県大山町に及ぶ断層 (約60km)
	E	高山 ^{おっばら} ・大原断層帯 M7.6	・高山市から郡上市に及ぶ断層 (約48km)
	F	揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯 M7.7	・揖斐川から関市に及ぶ断層帯 (約52km)
	G	長良川上流断層帯 M7.3	・郡上市白鳥町から同市八幡町に及ぶ断層帯 (約29km)
	H	屏風山・恵那山及び猿投山断層帯 M7.7	・中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層帯 (56km)

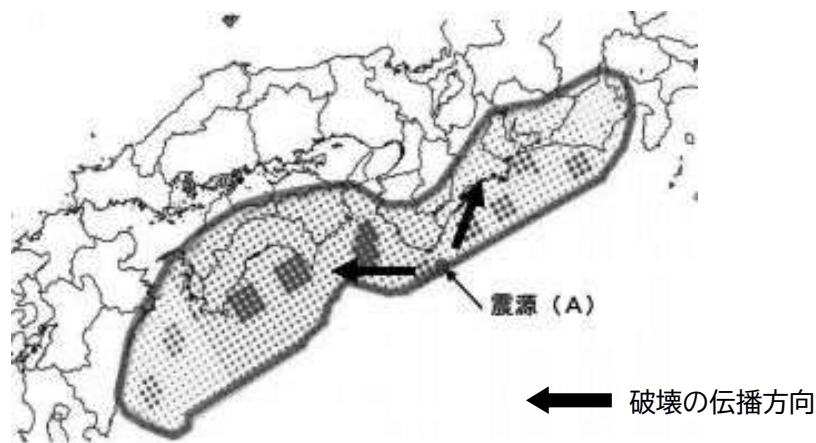
※ 活断層は、文部科学省地震調査研究推進本部が主要活断層としているものから、岐阜県により大きい影響を及ぼすものとして7つを選定した。

2 前提条件

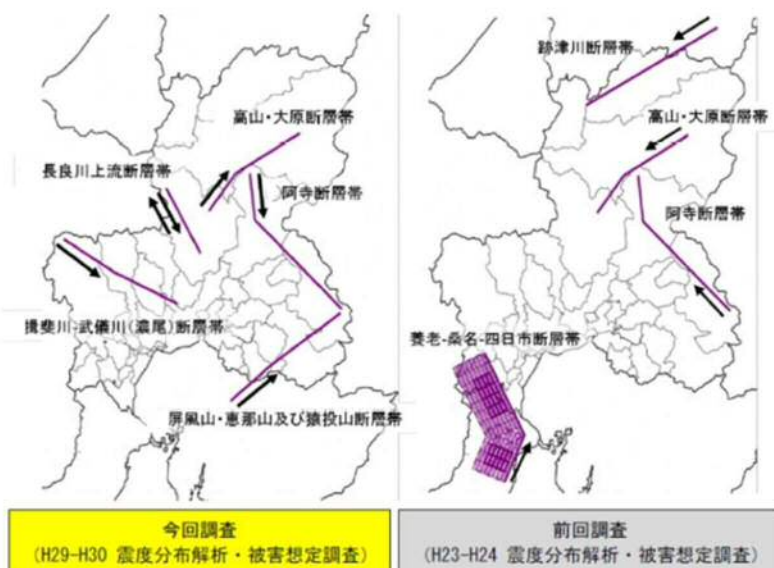
共通	地盤データメッシュ		250mメッシュで、県内のボーリングデータ等から整理された48の地盤モデルで分類。
	地震発生時間 (3パターン)	冬早朝 (5時)	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。

		冬夕方 (18時)	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺及び駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。
		夏昼 (12時)	オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災するが多い。
	亜炭鉱の取り扱い		空洞深度が5～15m程度にある場合は、地表面の揺れが大きくなることを考慮した。

南海トラフ巨大地震 A	内閣府が提示している最大の震源域で、紀伊半島沖を震源とし、強震動生成域が基本ケースの場合。
養老－桑名－四日市断層帯地震 B	四日市断層と養老・桑名断層及び宮代断層が連動する最悪の場合を想定した。
その他の内陸型地震 C～H	前回調査と同じ断層について、細分化したメッシュで、最新の地盤データにより改めて想定した。

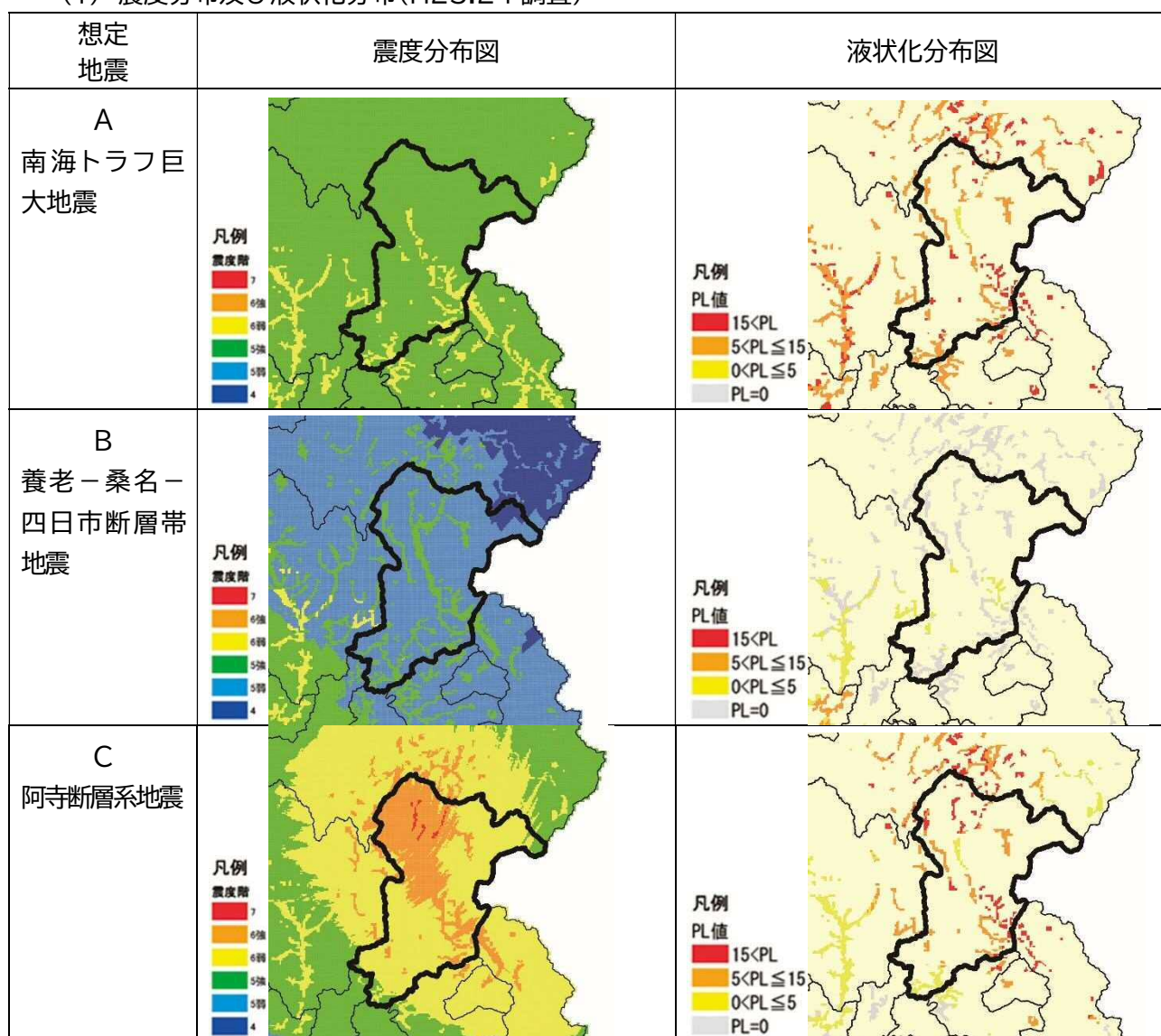


海溝型地震(南海トラフの巨大地震)の断層の位置図



3 被害想定結果(下呂市)

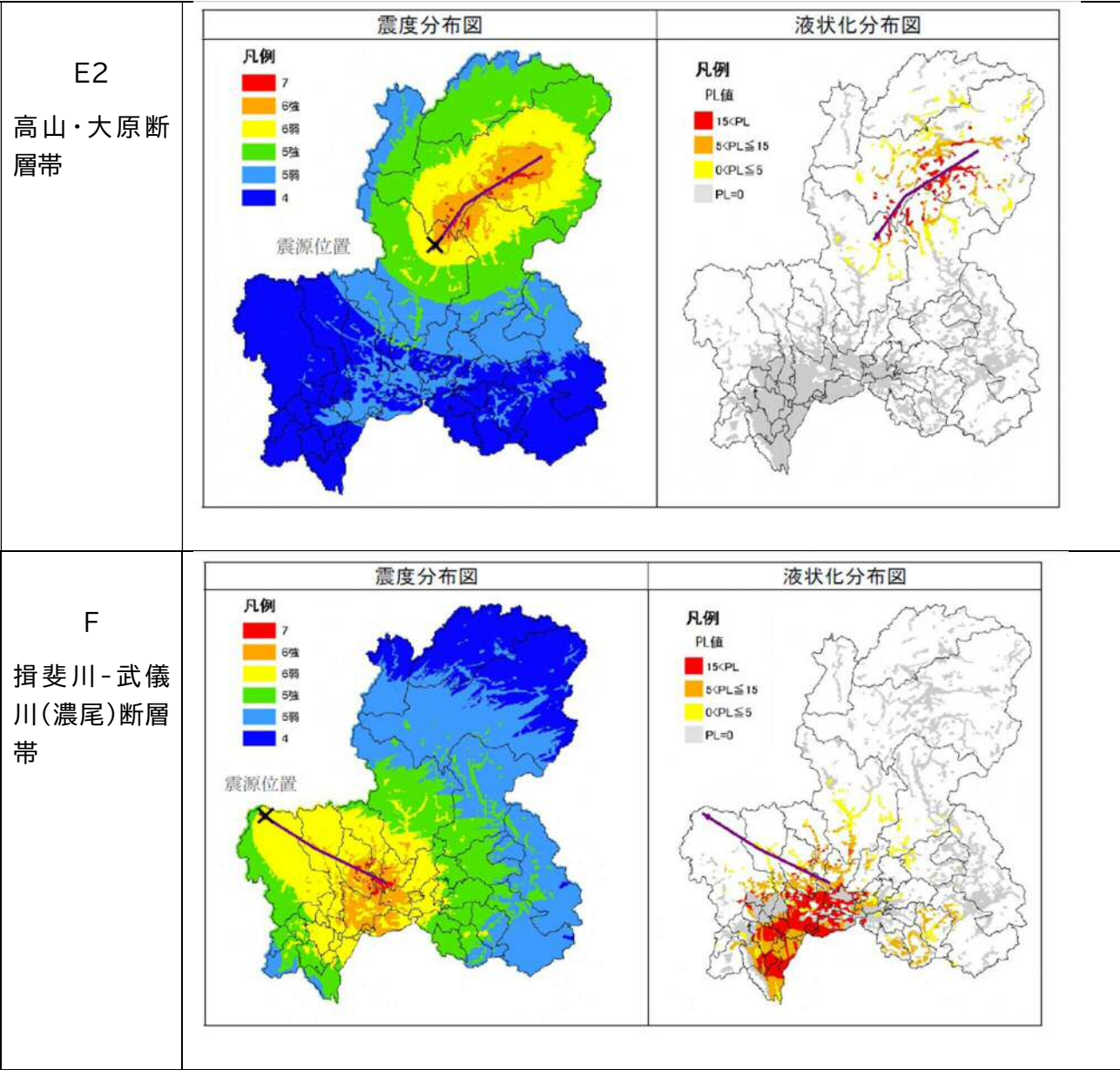
(1) 震度分布及び液状化分布(H23.24 調査)

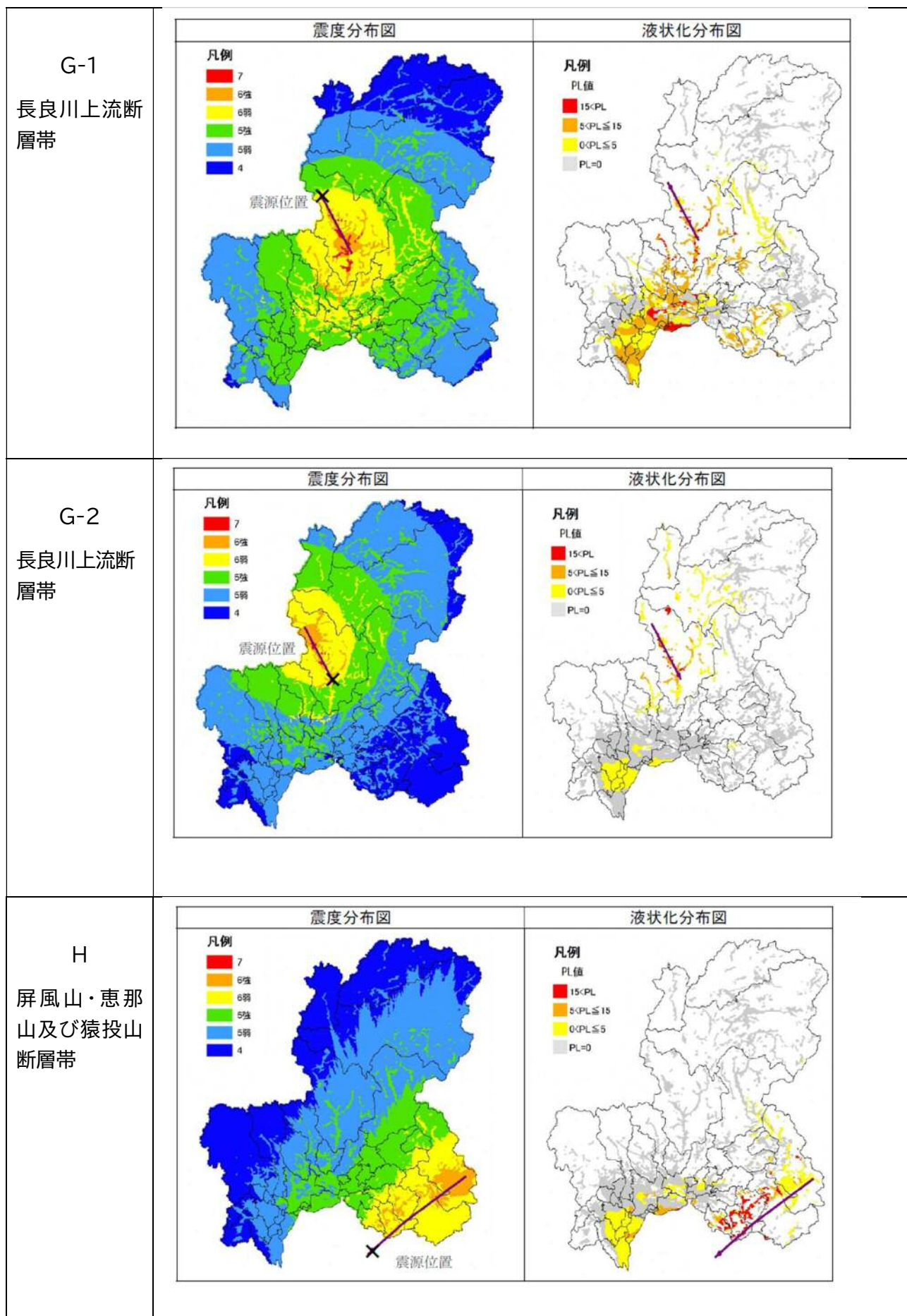


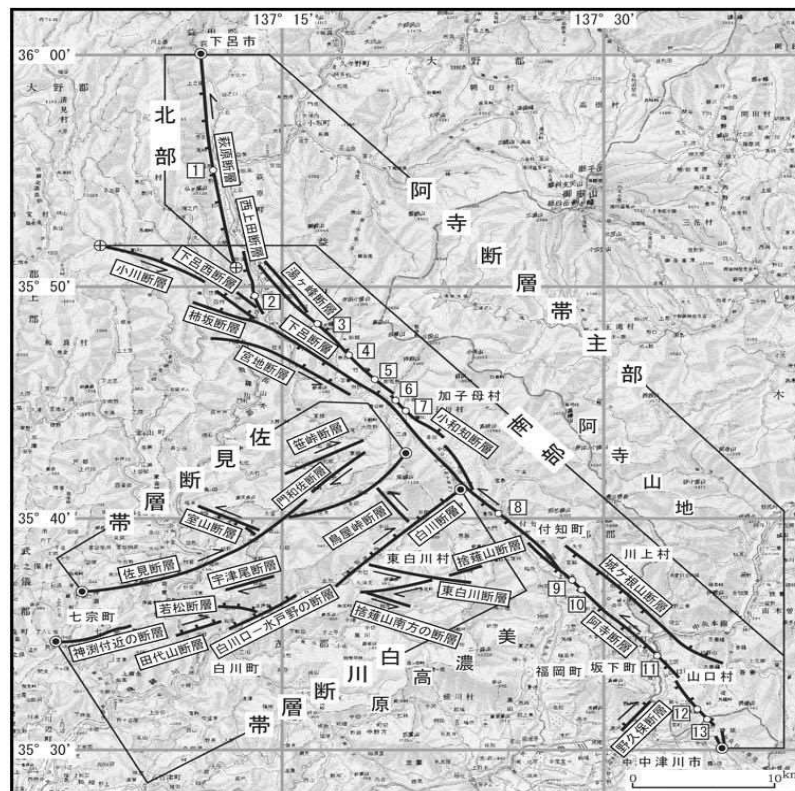
想定地震	震度分布図	液状化分布図
D 跡津川断層地震		
E 高山・大原断層帯地震		

(2) 震度分布及び液状化分布(H29.30 調査)

	震度分布図	液状化分布図
C2 阿寺断層帯		







1：四美辻地点 2：西上田地点 3：大林地点 4：三ツ石地点 5：御殿野地点
 6：小郷地点 7：小和知地点 8：倉屋地点 9：田瀬地点 10：小野沢峠地点
 11：坂下地点 12：青野原地点 13：伝田原地点
 ●：断層帯の両端 ⊕：北部の南端及び南部の北端
 断層の位置は文献8、10及び19に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「高山」「飯田」を使用。

阿寺断層帯の位置と主な調査地点

(3)被害想定結果

		A 南海トラフ巨大地震			B 養老―桑名― 四日市断層帯地震			C 阿寺断層系地震 (南側震源)			C2 阿寺断層系地震 (北側震源)		
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時
最大震度		6弱			6弱			7			7		
液状化危険度 (PL>15 の市域面積比率)		4%			0%			6%			14%		
建物被害 (棟)	全壊	406			4			8,056			7,756		
	半壊	1,591			144			6,809			6,396		
火災による焼失(棟)		0	0	1	0	0	0	35	42	96	43	51	121
人的被害 (人)	死者	4	1	2	0	0	0	502	191	293	437	170	258
	負傷者	212	130	125	26	21	18	2,626	2,908	2,174	2,261	2,686	1,964
	重症者	6	8	6	0	0	0	821	638	550	714	607	504
	要救助者	8	5	6	0	0	0	1,118	538	717	965	477	626
避難者(人)		1,460			93			13,873			11,939		
帰宅困難者(人)		165			—			—			—		

		D 跡津川断層地震			E 高山・大原断層帯地震 (北側震源)			E2 高山・大原断層帯地震 (南側震源)			F 揖斐川-武儀川(濃尾) 断層帯地震		
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時
最大震度		6弱			7			7			6弱		
液状化危険度(PL>15 の市域面積比率)		0%			1%			4%			0%		
建物被害 (棟)	全壊	283			2,005			1,549			40		
	半壊	2,232			4,281			3,234			727		
火災による焼失(棟)		0	0	1	4	5	19	3	4	16	0	0	0
人的被害 (人)	死者	18	7	10	128	48	74	89	35	53	2	1	1
	負傷者	472	294	282	1,158	917	786	796	621	536	128	80	77
	重症者	30	26	21	208	141	130	144	96	123	3	3	3
	要救助者	40	20	26	283	131	178	197	90	123	5	2	3
避難者 (人)		1,702			5,028			3,476			449		
帰宅困難者 (人)		—			—			—			—		

		G1 長良川上流断層地震 (北側震源)			G2 長良川上流断層帯地震 (南側震源)			H 屏風山・恵那山及び猿 投山断層帯地震		
		5時	12時	18時	5時	12時	18時	5時	12時	18時
最大震度		6強			6弱			6弱		
液状化危険度(PL>15 の市域面積比率)		5%			0%			0%		
建物被害(棟)	全壊	1,204			128			26		
	半壊	4,153			1,539			708		
火災による焼失(棟)		1	1	8	0	0	0	0	0	0
人的被害(人)	死者	66	25	39	7	3	11	1	1	1
	負傷者	873	594	544	285	178	170	125	79	75
	重症者	106	73	67	12	13	10	2	3	2
	要救助者	144	67	91	17	9	11	3	2	2
避難者 (人)		3,596			989			420		
帰宅困難者 (人)		—			—			—		

3 火山災害(御嶽山)

1 御嶽山の概要

御嶽火山は、乗鞍火山列の南端に位置する成層火山で、古期・新期の火山体が浸食期をはさんで重なり、新期御嶽の初期にはカルデラが生じたが、引き続く活動によってカルデラや放射谷が埋積されて、ほぼ円錐状の現在の地形がつくられた。約9～11万年前、大量の流紋岩質の軽石噴火とそれに伴うカルデラ形成によって活動を開始した。8つの火山からなり、カルデラ内で火口を移動しながら活動し、カルデラはほぼ埋め立てられて現在の御嶽火山の南北に並ぶ山頂群が形成された。

2 噴火の歴史

最近2万年間は、水蒸気噴火などの新鮮なマグマを放出しない活動のみだと考えられていたが、最近の研究では、過去1万年間に4回のマグマ噴火が発生していることが明らかにされた。また、水蒸気噴火は数百年に1回の割合で、堆積物として残る規模のものが発生している。1979(昭和54)年噴火以前の歴史記録に残る噴火は発見されていないが、山頂南西の地獄谷における噴気活動は、最近数百年間は継続している。

1979年10月28日に剣ヶ峰の南側で水蒸気噴火が発生し、約1日で火山灰を放出するような噴火活動は終息した。その後の調査から有史以来初の噴火であることが明らかになった。噴火は穏やかな噴気活動からゆっくりと始まったため、下山中の登山者1人が噴石を頭部に受けて負傷した。

1991(平成3)年と2007(平成19)年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。ともに、噴火に先立ち、山頂直下と考えられる地震と火山性微動の活動が観測された。

また、2007年には観測網の充実により、地殻変動と超低周波地震が噴火に先立ち観測された。

2014(平成26)年9月27日11時52分頃に水蒸気噴火が発生した。噴火は79火口列南西側の剣ヶ峰山頂南西側に北西から南東に伸びる新たに形成された火口列から発生したことが確認され、直径20～30cmの噴石が約1.3km飛散し、火砕流は南西方向に約2.5km、北東方向に約1.5km流下した。この噴火により、死者・行方不明者合わせて63名の被害者が出た。

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさ(レジリエンス)を持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施しており、具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と25の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。なお、令和6年度に策定を進めている第三期岐阜県強靱化計画も参考とした。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2	集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や火山噴火（火山噴出物の流出等を含む）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		4	暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生
		5	避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2	道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生
		3	自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		5	長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		6	想定を超える大量の避難者や観光客を含む帰宅困難者の発生、混乱
		7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	1	市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		2	食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		3	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力、燃料等、ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止
		2	幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		2	災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ
		3	公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

7	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	1	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
		2	地震後の豪雨災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

上記 25 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連施策を洗い出し、下呂市国土強靱化地域計画(第一期)の取組状況を整理の上、成果や課題を分析・評価した。

※別紙 下呂市国土強靱化地域計画(第一期)KPI 達成状況確認表 参照

その上で、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

- (1)メンテナンス・老朽化対策
- (2)保健医療・福祉
- (3)交通・物流
- (4)リスクコミュニケーション/人材育成等
- (5)官民連携
- (6)農林水産
- (7)ライフライン・情報通信
- (8)住宅・都市/土地利用
- (9)国土保全
- (10)避難所の機能確保
- (11)行政機能/消防/防災教育等
- (12)環境
- (13)デジタル新技術等の活用

脆弱性評価結果は別紙1、2のとおりである

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

本計画において施策を推進するにあたっては、施策分野ごとに取り組んでいる他の計画との間で整合性を保つ必要がある。このため、脆弱性の評価結果に基づき、各々「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。なお、下呂市国土強靱化地域計画（第一期）の推進方針や達成状況を第二期計画と関連付けるため、第一期における12の施設分野を据え置き、令和5年7月28日に閣議決定された『国土強靱化を推進する上での基本的な方針』に示された『デジタル新技術等の活用』を新たな施設分野として設定した。

2 施策分野ごとの推進方針

13の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。これらの推進方針は、7つの事前に備えるべき目標に照らして、必要な対応を13の施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に考慮する。

3 施策目標とする指標の設定

13の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績指標（KPI）を設定する。重要業績指標の目標値の設定にあたっては、本市が取り組む政策の方向性を取りまとめた「下呂市第三次総合計画」との整合性を図り、同計画の基本計画期間である令和 10（2028）年度時点での達成目標を基準とする。なお、重要業績指標（KPI）は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

KPI について

Key Performance Indicator の略、推進方針ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

SDGsとの関連

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略のことで、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標で構成されている。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとなっている。

第三期岐阜県強靱化計画では、SDGs の達成に関連する施策を明記しており、本計画においても、県計画と整合性を図るため、SDGs の達成に関連する施策を示す。



推進方針

(1)メンテナンス・老朽化対策



(病院等医療施設の整備) ★医療対策課・小坂診療所管理課

○市民が安心・安全に病院等医療施設を利用できるように、施設の老朽化対策を進める。

(学校施設の長寿命化改良) ★教育総務課

○老朽化対策のための長寿命化改修、大規模改修に伴い、バリアフリー対策や非構造部材の耐震化など、避難所としての防災機能の強化を図る。

(こども園等児童福祉施設の適正管理・長寿命化改良)★こども家庭課

○施設の長寿命化改修、大規模改修を適宜行うことにより、安全・安心な施設管理を進めるとともに、避難所としての防災機能の強化を図る。

(行政施設の整備・機能維持) ★財務課

○公共施設等個別施設計画を策定し、計画に基づき維持保全の方向性、長寿命化の方向性を整理する。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) ★水道課・下水道課

○アセットマネジメントを行い、施設・管路の改修・耐震計画を立て、効率よく更新する。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ★水道課・下水道課		
耐震性のある下水処理場の数	4施設(R6)	5施設(R12) ※耐震診断・設計(R10)

(2)保健医療・福祉



(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進) ★高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課

○水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を進める。

(消防・救助体制の強化) ★消防本部

○救急救命士を含めた救命業務に携わる職員の教育を担当する組織を創設する。また、大規模災害を想定した訓練を医療機関と実施し、課題を確認し改善していく。

(医療体制の確保) ★医療対策課

○災害発生時に迅速に医療救護を行えるよう、平時から医療従事者確保に対する支援や医療物資の点検、確保を行う。

(保健活動等の実施体制の強化) ★健康課

○各種マニュアルに沿った行動訓練を実施する。

(病院等医療施設の整備) ★医療対策課・金山病院・小坂診療所管理課

○市民が安心・安全に病院等医療施設を利用できるように、施設の老朽化対策を進める。

(福祉施設等の防災対策) ★高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課

○民間の社会福祉施設、児童福祉施設に対し、あらゆる機会を活用して耐震化・長寿命化を進めるとともに、土砂災害(特別)警戒区域からの移転を促進し、防災・減災対策の強化を図る。

○あさぎりサニールンド(特別養護老人ホーム)の移転新設計画を進める。

(要配慮者利用施設の事業継続体制の強化) ★高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課

○災害時にも、要配慮者の受け入れを継続してできるようにするため、施設の機能を維持し、機能停止・喪失状態を迅速に復旧させるための BCP の策定を促進する。

(要配慮者の避難体制の構築) ★高齢福祉課・社会福祉課・危機管理課

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用促進を図り、市民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進める。

(災害時要配慮者利用施設間の連携強化) ★高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課

○各施設間で互いの課題や状況把握の理解を進め、体制整備に向けた課題の抽出を行い、地域や各施設の実情を反映した実質的な検討内容へ深める。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ★高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課		
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	100%(R6)	100%の維持(R10)
消防・救助体制の強化 ★消防本部		
計画的な人材育成・教育訓練及び資器材の整備・維持の実施	毎年度実施	毎年度実施
医療体制の確保 ★医療対策課		
自主防災組織や医師会等の関係機関と連携した医療救護訓練の実施	毎年度実施	毎年度実施

要配慮者利用施設の事業継続体制の強化 ★高齢福祉課・社会福祉課		
要配慮者利用施設の事業継続計画(BCP)の策定率	100%(R6)	100%の維持(R10)
要配慮者の避難体制の構築 ★高齢福祉課・社会福祉課		
要配慮者の個別避難計画策定率	5%(R6)	70%(R10)
災害時要配慮者利用施設間の連携強化 ★高齢福祉課・社会福祉課		
災害時要配慮者利用施設間連携協議会の開催	毎年度開催	毎年度開催

(3)交通・物流



(道路除雪体制の強化) ★建設課

○早期に通行の安全確保を図るため、除雪、凍結防止体制の強化及び通行安全監視を行う。

(道路ネットワークの整備) ★建設課・建設総務課

- 災害に備え、耐震性、耐久性が確保された道路構造物として、定期点検、補修等を実施する。
- 国、県と連携して主要道路のリダンダンシー化(冗長化)を図り、異常気象にも強く、安全・安心な道路ネットワークの構築を推進する。
- 関係事業者等と平常時からの情報交換、防災訓練への参加及び災害協定の締結により連携強化に努める。
- 狭隘箇所は、災害時の避難、通勤及び物流等の妨げとなる可能性があることから、道路幅員の拡幅等、安全安心な道路整備を進める。
- 通学路合同点検の結果を受け、児童・生徒及び歩行者の安全を確保する。

(無電柱化の促進) ★建設課

○災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成を図るため、無電柱化を推進する。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
道路ネットワークの整備 ★建設課・建設総務課		
長寿命化(補修工事)の済んだ橋梁の数	53 橋(R6)	80 橋(R10)
無電柱化の促進 ★建設課		
市道における無電柱化整備箇所数	1箇所(R6)	2箇所(R10)

(4)リスクコミュニケーション/人材育成等



(保健活動等の実施体制の強化) ★健康課

○各種マニュアルに沿った行動訓練を実施する。

(要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進) ★高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課

○水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を進める。

(要配慮者の避難体制の構築) ★高齢福祉課・社会福祉課

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用促進を図り、市民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進める。

(災害時要配慮者利用施設間の連携強化) ★高齢福祉課・社会福祉課

○各施設間で互いの課題や状況把握の理解を進め、体制整備に向けた課題の抽出を行い、地域や各施設の実情を反映した実質的な検討内容へ深める。

(地域の防災・減災・災害時対策) ★危機管理課

○災害ハザードマップの公開データ化を進める。

○避難所運営を地域主導で早期に実現可能な手法検討・実施、避難行動への意識向上に向けた情報発信や周知活動の実践機会を増加させる。

(災害から命を守る自助・共助意識の向上) ★危機管理課

○自主防災組織の防災力向上のため、地区防災計画の策定を推進する。

○災害から命を守る自助・共助意識の向上のため、市職員や防災士による防災出前講座を実施する。

(防災人材の育成・活躍促進) ★危機管理課

○防災士の育成を推進する。育成した人材が地域防災力の要となるよう、研修や訓練を通じてさらなるスキルアップを目指す。

○避難所の地域自主運営化を進める中で、避難所運営を指導する人材育成を行う。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ★高齢福祉課・社会福祉課・こども家庭課		
要配慮者利用施設の避難確保計画策定率	100%(R6)	100%の維持(R10)
要配慮者の避難体制の構築 ★高齢福祉課・社会福祉課		
要配慮者の個別避難計画策定率	5%(R6)	70%(R10)
災害時要配慮者利用施設間の連携強化 ★高齢福祉課・社会福祉課		
災害時要配慮者利用施設間連携協議会の開催	毎年度開催	毎年度開催

地域の防災・減災・災害時対策 ★危機管理課		
地区防災計画策定件数	0件(R6)	5件(R10)
災害から命を守る自助・共助意識の向上 ★危機管理課		
市職員や防災士による防災出前講座の開催数	40 回(R6見込)	50 回(R10)
防災人材の育成・活躍促進 ★危機管理課		
下呂市防災士会 会員数(防災士資格取得者)	278 人(R6)	320 人(R10)

(5)官民連携



(消防・救助体制の強化) ★消防本部

○不特定多数が集まる施設については、年1回以上の立入検査を行い、防火防災訓練の実施指導と訓練への立会いの徹底を行う。

(医療体制の確保) ★医療対策課

○災害発生時の医師会との連絡体制や救護体制を構築する。

(道路ネットワークの整備) ★建設課・建設総務課

○国、県と連携して主要道路のリダンダンシー化(冗長化)を図り、異常気象にも強く、安全・安心な道路ネットワークの構築を推進する。

○関係事業者等と平常時からの情報交換、防災訓練への参加及び災害協定の締結により連携強化に努める。

(災害時における食料供給体制の確保) ★危機管理課

○災害時に必要な食料等生活必需物資を調達できる協定を活用し、供給体制を強化する。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築) ★社会福祉課・危機管理課

○大規模災害発生時に、災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営を行うため、平時から下呂市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
消防・救助体制の強化 ★消防本部		
不特定多数が集まる施設(461 棟)への立入検査実施及び防火防災訓練の実施指導数	毎年度実施	毎年度実施
医療体制の確保 ★医療対策課		
自主防災組織や医師会等の関係機関と連携した医療救護訓練の実施	毎年度実施	毎年度実施

(6)農林水産



(鳥獣被害の防止) ★農務課

○農作物被害の軽減や離農による耕作放棄地の拡大を防ぐため、今後も捕獲及び防除への継続した取り組みを実施する。

(基幹農道整備) ★農務課

○市民の利便性の向上、安全・安心な道路の維持や災害にも強い道路整備を行う必要があるため、県、地元と調整を行いながら早期の開通を図る。

(農業ため池整備) ★農務課

○ネットワークカメラ等により監視体制の強化を図る。

(農業水路等の長寿命化) ★農務課

○基幹用水路の点検を定期的に行い、計画的に改良し災害を未然に防止する。

(農業生産基盤及び生活環境基盤の整備) ★農務課

○農業生産基盤の整備により農地の集積・集約を進め、担い手不足による農地の荒廃を防ぐ。

(森林施業のための路網整備) ★林務課

○老朽化に伴う修繕やさらなる利便性の向上を目指した改良、安全かつ安心して利用できる林道整備を進める。

○法面・路肩崩壊や路面洗堀等の改良や、さらなる利便性の向上を目指した舗装、安全かつ安心して利用できる林道整備を進める。

(里山林の整備) ★林務課

○間伐や下刈り等里山林を整備することで、人家近くの森林の荒廃を防ぎ、災害や害獣の侵入を防止する。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
鳥獣被害の防止 ★農務課		
鳥獣による農産物被害額	913 万円(R6)	913 万円(R10) 現状維持
基幹農道整備 ★農務課		
農道路線延長 ★農務課	L=2,855m (R6)	L=4,182m (R10)
森林施業のための路網整備 ★林務課		
長寿命化(補修工事)の済んだ橋梁の数	2橋(R6)	5橋(R10)

飛騨川地域森林計画の「林道の開設又は拡張に関する計画」に掲載されている林道にある橋梁など林道施設の保全、及び林道の開設や改良、舗装整備数	14 路線(R6)	33 路線(R10)
里山林の整備 ★林務課		
里山林を整備した面積	3.5ha(R6)	3.5ha(R10) 現状維持

(7) ライフライン・情報通信



(通信環境整備) ★危機管理課

○不特定多数が利用する施設において、平時のみならず災害時にも必要な情報が提供されるよう通信環境の整備を進める。

(住民への情報伝達手段の強化) ★危機管理課

○スマートフォンの普及に伴い、防災アプリケーション等を活用した、正確かつ迅速な情報発信を行う。市民に対し、防災アプリケーションの加入を促進する。

(生活用水の確保) ★水道課

○日頃から家庭での生活用水の備蓄を周知するとともに、災害時は人員を確保し、生活用水を届けられるよう輸送体制を整備する。

(道路ネットワークの整備) ★建設課・建設総務課

○狭隘箇所は、災害時の避難、通勤及び物流等の妨げとなる可能性があることから、道路幅員の拡幅等、安全安心な道路整備を進める。

(安全・安心な観光地づくり) ★観光課・危機管理課

○災害発生時における観光施設や観光客への情報伝達方法を確立する。
○正確な情報を様々な媒体により適時提供することで、風評被害を抑える。平常時より情報発信に努め、信頼性を高める。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進) ★水道課・下水道課

○アセットマネジメントを行い、施設・管路の改修・耐震計画を立て、効率よく更新する。

(合併浄化槽の普及促進) ★環境対策課

○災害に強く、環境負荷の少ない合併浄化槽への転換と普及を図るため、下水道処理区域外における合併浄化槽の設置に対し補助金を交付し、持続可能な地域づくりを促進する。

(ごみ処理施設更新改廃等構想策定の推進) ★環境施設課

○日常生活・業務活動において必要不可欠である、ごみ処理について、施設設備の更新改廃期が迫っており、次期可燃ごみ処理施設、不燃資源ごみ回収保管場(後者は、暫定表記)の施設整備に向け、基本構想等をはじめとする事前の構想策定を進める。

(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保) ★危機管理課

○災害時に、固定電話、携帯電話共に使用できない場合に備え、衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線アンサーバック機能などの通信手段を活用し、自主防災組織や応援団体等との連絡体制を構築する。

(孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保) ★建設課・建設総務課

○災害により道路が通行不能となった際には、下呂建設業協会等との災害時応援協定を活用し、迅速な啓開作業等を実施できる体制を構築する。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
住民への情報伝達手段の強化 ★危機管理課		
防災アプリケーション ダウンロード数	0DL(R6)	5,000DL(R10)
生活用水の確保 ★水道課		
給水タンク車両整備	0台(R6)	1台(R10)
重要給水拠点までの管路耐震化率	0%(R6)	11.5%(R10)
孤立地域の発生に備えた通信手段の確保 ★危機管理課		
自主防災組織や応援団体との協同による、衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線アンサーバック機能等を活用した通信訓練の実施	毎年度実施	毎年度実施
上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ★水道課・下水道課		
耐震性のある下水処理場の数	4施設(R6)	5施設(R12)
孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保 ★建設課・建設総務課		
建設関連団体等との孤立地域発生を想定した訓練の実施	毎年度実施	毎年度実施

(8)住宅・都市/土地利用



(住宅・建築物の耐震化) ★建設総務課

○木造住宅、不特定多数の人が利用する特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を実施する。

(公園施設の整備) ★建設総務課

○市街地において、大規模地震、火災等により人的被害を防止するため、公園、緑地等を避難場所、救援活動拠点として確保する。

(空家対策の推進) ★建設総務課

○危険空家の除去を実施するのに対して補助を行う。

(地籍調査事業の促進) ★建設総務課

○地籍調査事業の実施を加速化させ、実施面積(実施換算面積)進捗率を向上させることにより、災害からの復旧・復興に必要な事業への早期着手を図る。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給) ★建設総務課・まちづくり推進課

○県が制定している『応急仮設住宅建設マニュアル』に基づき、県との連携により、必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体による供給能力等の把握を行う。

○入居者の募集や審査等については、市営住宅所管課との連携により、早期の入居ができるよう体制を構築する。

(復旧復興の事前準備・事前復興の推進) ★危機管理課

○大規模災害からの復旧復興に際して必要となる各種手続きについて、実際の運用事例やその判断基準を整理し、効率的・効果的に災害復旧を進めるための計画を策定して訓練を行う。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
住宅・建築物の耐震化 ★建設総務課		
木造住宅の耐震化率	76%(R6)	95%(R10)
特定建築物の耐震化率	83%(R6)	95%(R10)
公園施設の整備 ★建設総務課		
公園の整備箇所数	1箇所(R6)	2箇所(R10)

(9)国土保全



(河川・水路施設等の整備) ★建設課

○豪雨等の災害に対応できる河川や排水路の整備を進めるとともに、国・県と連携して砂防工事、河川改修や浚渫、急傾斜地崩壊対策工事等を実施する。

(里山林の整備) ★林務課

○間伐や下刈り等里山林を整備することで、人家近くの森林の荒廃を防ぎ、災害や害獣の侵入を防止する。

(観光資源保全) ★観光課

○観光資源等に対する災害復旧に関する支援制度を制定する。

(地籍調査事業の促進) ★建設総務課

○地籍調査事業の実施を加速化させ、実施面積(実施換算面積)進捗率を向上させることにより、災害からの復旧・復興に必要な事業への早期着手を図る。

(火山防災対策) ★危機管理課

- 活火山への看板(多言語)の整備や、火山防災マップの作成・配布・定期的な更新を進める。
- 県と連携し、登山届の提出について啓発を進める。
- 山岳遭難救助に関するマニュアルの更新を適宜行うとともに、救助、搜索等におけるプロフェッショナルな人材を育成する。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
里山林の整備 ★林務課		
里山林を整備した面積	3.5ha(R6)	3.5(R10) 現状維持
火山防災対策 ★危機管理課		
山岳遭難救助訓練	毎年度実施	毎年度実施

(10)避難所の機能確保



(通信環境整備) ★危機管理課

○不特定多数が利用する施設において、平時のみならず災害時にも必要な情報が提供されるよう通信環境の整備を進める。

(道の駅の防災機能の強化) ★危機管理課

- 避難場所及び防災活動拠点として利用できるよう、防災公園、防災備蓄倉庫、防災用トイレ(マンホールトイレ等)の整備を進める。
- 被災時には、道の駅において帰宅困難者の避難が想定されるため、電力確保を目的とした再生可能エネルギー設備の整備を進める。

(感染症対策の強化) ★危機管理課

- 避難所における感染症予防対策備品の整備を進める。

(避難所環境の充実) ★危機管理課・高齢福祉課・社会福祉課・健康課

- 災害時の避難所における災害関連死の防止を図るため、TKB(トイレ・食事・寝具)の環境改善に特化した施策を進める。

- ・避難所備蓄物品の整備(簡易ベッド、排便収納袋、パーティション等)

- 災害時応援協定団体とのトイレ提供に関する体制強化

- 下呂市避難所運営マニュアルの適宜更新

- 避難者の二次避難を想定し、観光事業者等との連携を強化する

- ・宿泊施設の提供に関する協定の更新、計画の策定

(要配慮者の避難環境の充実) ★高齢福祉課・社会福祉課・健康課・危機管理課

- 福祉避難所の設置拡大及びマニュアル等による運営体制の構築を推進する。

- 指定避難所における福祉避難スペースの確保により、要配慮者のスムーズな避難体制を構築する。

(避難所開設・運営における地域連携) ★危機管理課・地域振興部

- 避難所開設、運営を地域主導で行うことができるように、避難所運営委員会の組織化を進めるとともに、モデル地域において試験的運用を行う。

(避難所における熱中症対策の強化) ★危機管理課・健康課・環境対策課

- 平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時等の注意点に関して普及啓発を図るとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保に努める。

(男女共同参画の視点から見た防災体制の構築) ★危機管理課

- 女性が防災施策の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議の委員における女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員、防災士の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性の参画も図る。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
道の駅の防災機能の強化 ★危機管理課		
地域防災計画で防災拠点として位置づけられた道の駅における再生可能エネルギー設備の整備箇所数	3箇所(R6)	3箇所(R10) 現状維持
地域防災計画で防災拠点として位置づけられた道の駅における防災公園(防災備蓄倉庫設置含む)の整備箇所数	3箇所(R6)	3箇所(R10) 現状維持
避難所環境の充実 ★危機管理課		
排便収納袋の備蓄数	18,000 回分(R6)	58,000 回分(R10)
避難所開設・運営における地域連携 ★危機管理課		
避難所運営委員会の組織数	0(R6)	10(R10)
男女共同参画の視点から見た防災体制の構築 ★危機管理課		
下呂市防災士会 女性防災士の数	21 人(R6)	30 人(R10)

(11)行政機能/消防/防災教育等



(消防・救助体制の強化) ★消防本部

- 災害時にも利用できるよう耐震性を備えた防火水槽を整備していく。
- 住宅防火のほか、災害の時々に応じた啓発内容を盛り込んだ消防広報を継続実施する。
- 不特定多数が集まる施設については、年1回以上の立入検査を行い、防火防災訓練の実施指導と訓練への立会いの徹底を行う。
- 迅速な救助活動を実施できるようにするため、計画的に資機材を整備し、効果的な訓練を実施していく。
- 救急救命士を含めた救命業務に携わる職員の教育を担当する組織を創設する。また、大規模災害を想定した訓練を医療機関と実施し、課題を確認し改善していく。
- 消防通信指令システムを安定稼働させるため計画的に設備の維持管理を行う。
- 団員確保対策を引き続き行い、消防団組織の再編により効率的な消防力の確保を行う。
- 緊急消防援助隊を迅速に出動させる体制を維持するため、通信支援小隊、救急隊、消火隊の登録を維持する。消防・救急車両を適正に維持・整備する。

(防災行政無線通信施設の安定的な活用) ★危機管理課

- 施設設備の耐用年数超過による代替、デジタル通信網への対応を行う。

(行政ネットワークの機能強化) ★デジタル課

- 行政ネットワークの冗長化を進めるとともに、外部データセンターやクラウドサービスを活用し、有事の際の業務継続が可能なシステム環境を構築する。

(消防受援体制の充実) ★消防本部

- 消防受援計画に定めた進出拠点を適宜調査し、候補地を適正に把握・確保し、受援体制を適宜再検討する。また、無線機等受援時に必要な機材を整備する。

(文化財防火運動の実施) ★文化財課・消防本部

- 防火対策及び消火活動の再確認を定期的に継続して行うとともに、文化財の収蔵に適したペースにて適切な保管を行う。

(火山防災対策) ★危機管理課

- 活火山への看板(多言語)の整備や、火山防災マップの作成・配布・定期的な更新を進める。
- 登山届の提出について啓発を進める。
- 山岳遭難救助に関するマニュアルの更新を適宜行うとともに、救助、搜索等におけるプロフェッショナルな人材を育成する。

(受援体制の強化) ★危機管理課・人事課

- 災害時相互応援協定を締結している4自治体との協力体制を強化するとともに、下呂市以西における自治体との協定を締結する。
- 令和6年能登半島地震における課題をもとに、災害時受援計画の適宜更新及び、受援対象部署との研修・訓練を行う。

(ヘリコプター等の空路を活用した受援体制の構築) ★危機管理課・消防本部

- 多数の孤立地域が同時発生した際には、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や救助活動、物資輸送が有効であることから、既設ヘリポートの他、グラウンド、河川敷、遊休農地等を臨時場外離着陸場として活用できるよう調整する。自衛隊、岐阜県等との実戦的な合同想定訓練(レスキュー下呂)を実施し、『空路による受援体制』を構築する。

(男女共同参画の視点から見た防災体制の構築) ★危機管理課

- 女性が防災施策の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議の委員における女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員、防災士の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性の参画も図る。

(複合災害への対応力の強化) ★危機管理課

- 大雨により土砂災害や洪水による被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震

の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る。

○災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員したことで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、災害時受援計画等に定めておく。

(複合災害発生リスクの周知・啓発) ★危機管理課

○令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害なども踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。

○地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようにするとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
消防・救助体制の強化 ★消防本部		
耐震性を備えた防火水槽の数	80 基(R6)	84 基(R10)
一般住宅における住宅用火災警報器の作動確認による適正な維持管理の実施率	44%(R6)	60%(R10)
不特定多数が集まる施設(461 棟)への立入検査実施及び防火防災訓練の実施指導数	毎年度実施	毎年度実施
計画的な人材育成・教育訓練及び資器材の整備・維持の実施	毎年度実施	毎年度実施
応急手当の普及員養成	40 人(R6)	45 人(R10)
女性消防団員の数	7 人(R6)	12 人(R10)
緊急消防援助隊の登録小隊数	4 隊(R6)	4 隊(R10)現状維持
防災行政無線通信施設の安定的な活用 ★危機管理課		
防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化率	0%(R6)	100%(R10)
男女共同参画の視点から見た防災体制の構築 ★危機管理課		
下呂市防災士会 女性防災士の数	21 人(R6)	30 人(R10)
消防受援体制の充実 ★消防本部		
下呂市消防広域応援受援計画の再検討	毎年度実施	毎年度実施
火山防災対策 ★危機管理課		
山岳遭難救助訓練	毎年度実施	毎年度実施

受援体制の強化 ★危機管理課		
他自治体との災害時相互応援協定数	4自治体(R6)	5自治体(R10)
災害時受援計画に沿った研修・訓練	毎年度実施	毎年度実施
ヘリコプター等の空路を活用した受援体制の構築 ★危機管理課・消防本部		
合同想定訓練(レスキュー下呂)の実施回数	0回(R6)	2回(R10)

(12)環境



(災害廃棄物処理の推進) ★環境対策課

- 下呂市震災廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場設置場所を確保する。また、仮置場の運営を行うための物品を事前に確保する。
- 災害廃棄物(排便収納袋も含め)の処理を迅速に行うため、収集方法及びルートを確立する。また、廃棄物処理にあたっては公衆衛生の保全に努めていく。
- 災害廃棄物の処理方針(災害ごみの出し方)について、他自治体の事例も参考にしながらガイドブックを作成し、平時から市民に周知を行う。

(合併浄化槽の普及促進)★環境対策課

- 災害に強く、環境負荷の少ない合併浄化槽への転換と普及を図るため、下水道処理区域外における合併浄化槽の設置に対し補助金を交付し、持続可能な地域づくりを促進する。

(ごみ処理施設更新改廃等構想策定の推進) ★環境施設課

- 日常生活・業務活動において必要不可欠である、ごみ処理について、施設設備の更新改廃期が迫っており、次期可燃ごみ処理施設、不燃資源ごみ回収保管場(後者は、暫定表記)の施設整備に向け、基本構想等をはじめとする事前の構想策定を進める。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
災害廃棄物処理の推進 ★環境対策課		
災害ごみ出し方ハンドブックの作成	未整備(R6)	整備(R9)

(13)デジタル新技術等の活用



(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保) ★危機管理課

- 衛星携帯電話を整備し、適宜更新を図る。
- 自主防災組織等との共同による非常時通信機器使用訓練の実施(特設公衆電話・防災行政無線アンサーバック機能等)

(住民への情報伝達手段の強化) ★危機管理課

○スマートフォンの普及に伴い、防災アプリケーション等を活用した、正確かつ迅速な情報発信を行う。市民に対し、防災アプリケーションの加入を促進する。

(ドローンの活用) ★建設課・消防本部・危機管理課

○災害発生時における道路・河川・山林・施設等の点検や搜索等において、ドローンを積極的に活用するとともに、操縦者の育成を図る。

重要業績指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
孤立地域の発生に備えた通信手段の確保 ★危機管理課		
自主防災組織や応援団体との協同による、衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線アンサーバック機能等を活用した通信訓練の実施	毎年度実施	毎年度実施
住民への情報伝達手段の強化 ★危機管理課		
防災アプリケーション ダウンロード数	0DL(R6)	5,000DL(R10)
ドローンの活用 ★建設課・消防本部・危機管理課		
ドローンの操縦研修受講者数	4人(R6)	10人(R10)

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、施策の進捗状況、策定後の災害から得られた教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定した。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

2 毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「下呂市国土強靱化地域計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを行う。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る本市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	重点化施策項目
(1)メンテナンス・老朽化対策	○行政施設の整備・機能維持 ○上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進
(2)保健医療・福祉	○医療体制の確保 ○保健活動等の実施体制の強化 ○福祉施設等の防災対策 ○要配慮者の避難体制の構築 ○災害時要配慮者利用施設間の連携強化
(3)交通・物流	○道路ネットワークの整備
(4)リスクコミュニケーション /人材育成等	○災害から命を守る自助・共助意識の向上 ○防災人材の育成・活躍促進 ○地域の防災・減災・災害時対策
(5)官民連携	○消防・救助体制の強化 ○医療体制の確保 ○道路ネットワークの整備
(6)農林水産	○基幹農道整備 ○森林施業のための路網整備
(7)ライフライン・情報通信	○通信環境整備 ○住民への情報伝達手段の強化 ○生活用水の確保 ○道路ネットワークの整備 ○上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進 ○合併浄化槽の普及促進
(8)住宅・都市/土地利用	○住宅・建築物の耐震化 ○公園施設の整備 ○地籍調査事業の促進
(9)国土保全	○河川・水路施設等の整備 ○火山防災対策
(10)避難所の機能確保	○避難所環境の充実 ○要配慮者の避難所環境の充実 ○避難所開設・運営における地域連携
(11)行政機能/消防/防災教育等	○消防・救助体制の強化 ○防災行政無線通信施設の安定的な活用 ○受援体制の強化
(12)環境	○災害廃棄物処理の推進 ○合併浄化槽の普及促進
(13)デジタル新技術等の活用	○住民への情報伝達手段の強化



第二期下呂市国土強靱化地域計画(令和 7 年度～令和 11 年度)

発行:岐阜県下呂市

編集:下呂市総務部危機管理課

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地

TEL.0576-24-2222 FAX.0576-25-3250
